

2019年4月1日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

ご融資完済後の債権証書のお取り扱いについて

個人向けローンの契約終了後における債権証書については、以下のお取り扱いとさせていただきます。

記

1. 完済後債権証書の取扱

◆個人向けローン(無担保) ◆カードローン	・お客様のお申出がない限り、債権証書等の返却は行わない取扱とさせていただきます。 ・ご返却のお申出がない場合は、債権証書等を当行において完済後5年間保管し、保管期間経過後に責任をもって廃棄処分させていただきます。 ・完済後の債権証書の返却をご希望されるお客様につきましては、お手数ですが「お取扱店」までお申出いただきますようお願い申し上げます。
◆個人向けローン(有担保)	・抵当権の解除登記等が必要となる債権証書等については、従来通り、お客様へ郵送にて返却致します。

2. 取扱開始日 2019年4月1日(月)

3. 対象店 全営業店

以上

ご不明な点などがございましたら、お取扱店までお問い合わせください。